管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提集理由	措置の分 類	措置の容容	内 各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管提 理番号 項	提案主体名 都道府県	制度の所管・ 関係官庁
070014	みりん製造・販売業の新 規参入の容認	酒稅法第10条第11号 酒稅法及少期整行政 數條法令等級的許等 (第10条4製造免許等 (5)	製造しようとする場合	現行法で規制されているみり人 製造 販売業者の新規を地域機関に対す 、雇用創出や地域機関に関する 等の一変素件を満たした場合は可 能とする。その場合は可 地とする。そのは の税率をリキュール並行上上げて も構わないと考えている。	地元原料100kの上資かりんを製造・販売するための新規参入を認めること。(「酒税法 及び選替行政関係法令等解制通達第11 時間級、の設量販売要件に「知事原料料を 100k(開化、かつ、新規運用情が動位となるど地域等)や地域産業の設備化に負す 会に認められる場合12世紀入ること。) 投業必可増。屋側出、酒水・樹井の安定供給、特産品開発など、地域経済・産業への 効果は太きい、さらに、自社製造のみりん計味料で梅酒を製造し、食の安全精料を的確 に捉えた販売促進することは、ひいては酒程の安定確保に質すると考える。	F	īV	酒類の製造免許に係る需給調整については、「規制緩和増進3か年計画(高改定)」(甲成12年3月31日間騰決定)により、「需要が低速し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の対転が認められる場合には、達やかに当該品目についての需給調整技術を廃止の方向で見渡す。(以下条約)」ととされている。 からんについては、中小企業が多く物の割を合めており、また。直立の平成の年度の理税移出数量は110千k2と、前年度(113千k2)に出へら子は減少(4.0%)し、10年前の平成(0年度)の報道(110千k2)と時程度となっており、需給が契約手体が認められ、以上ならが、12、一条が認整条件を向に無するでは同じはないが、今回のご業量が緊急経済対策(平成21年12月)に基づ(基業であることを選注表、前の手に対したいと考える。 具体的な基金を走めるにあたっては、流程保全との見他から、(①版件業者の影響等を十分に接対する必要があることの過速改正にあたって思想公募手能などの事務手続に期間を要する。 改定にあたって思想公募手をなどの事務手続に期間を要することから、政府の対応方針の決定後、実現までに一定の期間(14以内)の両子制御を要する。		0008010	金山町 立山酒遊(株) 山形県	財務省
07002	道船所に移続のために人	C心代広第1米、第7米 林町14/1単十年1年	(外級資産組) 外級資産を組入て本利と外級である。 外級資産組合には、外級資産を組入して本利と外級であるの間をとは、不可能をは、実施した、企業を必要しません。 できまった。 できまた	出港手続き、転舗、不開港手数料 新付等については、開港に比べ 著しく不利な扱いとなっている。例 えば、千年港(不開港)にある常石 造船に修繕のために入港する船 周道系6神港(開港)の造船所に比、 へ着しく不利な扱いとなっておい。 で着して不利な扱いとなっておい ンコスト面の競争力を低下させ、ひっては国際参与かの低下にいる。 がっている。修繕のたるにいる。 に入出港する船舶については、開 に入出港する船舶については、開	(2) 不開港における船舶の移動・転舗は、複数の不開港への入港とされ、それぞれの 投籍場所について入港手続きと手数料の納付義務を負うのに対し、開港域については 転舗は単なる港内移動として入港手続きもかる税納付義務もない、不開港の造船所に 修繕のために入港する船舶については、開港と同様、沖合投舗並びに作業員等の乗	《提案②》F 《提案③》 Z(とん税 の撤廃) C(不開港 出入手数	_	(世来:1) 本提案は、無線検疫対象船前で保税工場の破許可名が管理する不開港に入港する船舶については、入港後の検疫及及税税 本規係不開通出人共同うを認めて彼しいというものである。 しかしながら、保税工場は外国貨物の加工やこれで乗り掛けする最高等の保税性業を行うことができる場として、これら外国貨物の加工やこれで乗り掛けする最高等の保税性業を行うことができる場として、これら外国貨物である。 しかしながら、保税工場は外国貨物の加工やこれで乗り掛けする最高を開発した。 これら北京等場所である。 これられている。 これら北京等場所であれば後間に扱かなくでも行うことができるようになっている。 これを持ちました。 これられられられられられられられられられられられられられられられられられられら	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	0026010	ツネイシホール ティングス雑	財務省厚生労働省
070034	温暖化対策税制への、通付能分制度の導入の ご勤素要望	なし	地球温暖化対策のための税について は、平成24年度の実施に向けた成業を 得るよう検討を行うものとされている。	て、家庭部門でのこの提出量削減 即り組みがより一部的に行われる よう、次の円者の導入について、 ご検討をお願い に加え、水道・電気・ガス等の位 に加え、水道・電気・ガス等の位 に加え、水道・電気・ガス等の位 を必要している。 にのは、一般では、 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	事業連集内容。 毎月(または年間)の水達・ガス・電気等の使用量(または削減割合)に基づいて、各業 者を軽曲して調金・適付配分を執行 適付配分を終行を持ち、一定割合を超える試算となる場合は、適付配分額を一定割 合に相応する場合で度分 実際に執行を行う過程で適付配分制度の見直しを行う。 期待する経済的社会的定理性: (2000年等度節門の2単世量222百万~co2の13百万に基づく、削減量を適付配分に よる追加効果として期待する (投資業化)に基づ、裁算案(27では、少なくとも314000の02利減量を追加効果として期 待)。 2年 2番	z	-	ご提案の内部については、税制以外の部分も含まれておりますが、税制については新設権下では、税制調査会において一元的 に増制上の信置を検討する仕組みとしているため、改装税制の加えの名書については、税間の枠組みで作用が可能がある更がありま ・地球温電化対策のための税については、所得税ようの一部を改正する法律(平成・二十年法律第7年)制計削額・40款において平成23年度の実施に向けた成業を得るよう検討を行うものとされております。その詳細なおり方については、所管の省庁等において実施機がおなされることとなったおり、ご提業のような枠組みについて所管の省庁等から税制上の要望があれば、税制調査会において譲渡が行われることになります。		0031010	個人 兵庫県	財務省盟環省

管理	里	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の分 類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
0700	40 国棚直し	炭素社会推進「最寄 機関への所轄区域見 し」(福岡県吉富町 らの要望)	及び管轄区域(財務 省組織令第96条)税 務署の名称、位置及 び管轄区域(財務省	体的な管轄区域については、財務自租	国機関の管轄区域について、一定 要件を表わしている場合には、所 報位域を見越し、最等の関機関の 利用を可能とする。 (吉富町では、開業人分県中津市 に所在する法務局支局、拠島・寮 庭教利所、投税者)	国機関について、現在定められている所轄機関より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向した交流の低炭素化の推進を図られる。 異体的には、国機関の管轄は具場で行政区額で定められており、必ずしも最素とはなっていない。表彰の機能を所轄機関とすることで、国民が国のサービスを効率を(享受さ、また交高に係る第五ネルギー化が個られる。 提案理由 福岡県吉吉部は大分県域に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国機関とが発生といる。 特別大学の世界がある。一方、陽県大分県中津市に所在する国機関に分分県北部総域管轄)の142 5㎞以内と近接している。管轄外でも可能な子様がは現在、法務局支のでの正確がある。一方、陽県大分県中津市に所在する国機関に分分県北部総域管轄)の142 5㎞以内と近接している。管轄外でも可能な子様がは現在、法務局支のでの政権が属于方の「未の海をの大学力やには、少男が国の大学の場合の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	С	п.ш	脚提家の内容については、 ・ 国税局及び税務者の管轄区域は、税務運営が国際と地方務一体で行われていることを請求え、これに対応する形で、すべて 部連商業の行政区域に沿った形で設定されていること(現状において、都連商業の行政区域と結えて管轄を設定している例は でいい ・ 今回のような特殊を認めれば、全国を地において同様の管轄変更を行う必要が生し、仮にこのような変更を行った場合には、現在国と地方が一体で行っている秘笈選出で実施との重要を表きます。それが考えられること から、音富引において確認される実情のみをもって、周辺及務署の管轄を変更することは困難である。 また、低に吉富司を大分県 下の中津投票署の管轄とし、場合には、所轄国股局が治期国税局から集本国税局に変更となり、国教局に対する個別開金等を必要とする場合には、国税局までの移動にこれまで以上の時間を要することとなることにも密意が必要である。		0032010	吉富町	福岡県	法務省財務省
0700	寄村型総	寸金と反対給付及び 設備反にかかわる規 便和	法人税法	-	・国策研究を目的として寄付が行われた場合・機製機関に対して同じ目的で著一機製機関に対して同じ目的で著一位が行かけれた場合。のみ、研究関係の国的を展定し、かつ研究所は、ない研究所があった。表情を観りを認め、企業のと関係を関係の関係が、また。表情を関係の関係のと解対条度、全級機会算入と行うないな全集(全級機会算入と行うないな全集(全級機会算入と行うないな全集(全級機会算入と行うないなど、表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表	※提案理由 研究開発力の強化、イバーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイ/ ベーションを指書する規模の認和が必要。より現代的には、民間企業からの研究開始 動機の一位費を受益し、各に、研究開発機関における基本技力がイラインを模力する ることで、課題解決型国施研究におけるニーズとシーズの連携を頻度、規模ともに増加 ※異体的業施内型 著作だ行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは 指定著付金のイメージ) 2)リードライム1 年間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占 物に押ることが出来る。(反対給付にかかわる情報を寄付行為の対価として独占 物に押ることが出来る。(反対給付にかかわる情報を寄付方為の対価として独占 有代表に対してから、反対給付にかかわる情報を寄付行るの対価として独占 有代表に対して、表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	Z	I		国家戦略つくばオ フィス楽現プロ ジェクト	0035032	国家戦略つくば オフィス実現委 員会	茨城県	財務省
0700	成長61 成長8	등,敬新挺点特区制度 削設	法人税法	-	中から、特に、これからの都市戦 略上重要となる地区を「成長戦略 拠点特区」に位置づけ、これから の日本を牽引する動物点の形 成をめざし、都市計画や構造改革 特区制度などによる規制緩和に加 気を放送した。 指置を実施する。 【具体的内容】	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの指置を柱とする 総合的な特区を開度を創設する。 「法人民など国際・均方板の減免などを行う「租稅措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金開達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支 授権区」 ③都市計画法・特達改革物区に落って規制機和を行う「規制級和特区」 (逐業理由) 成系要出、1時、軍アジア地域等との国際的く都市開設争のなか、日本を支える大都市 の活力を増進するかめ、都市報路上要要となる地区において、アジア諸国で既に実施 されている特区制度を実現する必要があるため。	z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非にしては、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の背省等において前提となる改策を検討の上、税制による支援が必要かをご譲継いただくことなっており、本件についても、所管の省行等から受望があれば、税制開査会において譲継が行れることになります。 2. また、規税特別措置については、規設権において、ゼロベースから見重し、発理合理化を進かるとの方針を明らかにしてお、この見重しのためのからふりに人で、押収之を収集が設定工規(「保収1年月2月2日間報法といえいて、研修制措置の見重しに関する基本方針が定定めました。したがって、ご提業のような税制を活用した改策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	成長級略拠点特区	0041010	大阪市	大阪府	総務省 財務省 国土交通省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の分 類	措置の内 容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
070062	成長戦勢拠点特区制度 の創設	-	-	中から、特に、これからの都市戦 態上重要となめ呕及を「成長戦略 拠点特区」に位置づけ、これから の日本を牽引する観覧点の形 成をめざし、都市計画や構造改革 特区制度などによる規制緩和に加 え、国教の滅免など総合的な優遇 措置を実施する。 【具体的内容】	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする 総合的な特征を傾定を設定する。 第2、上人版なに関係を制定する。 20日本変換投資銀行の活用による資金調達や無利子・作利子貸し付けを行う金融支 提特区。 3、都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 (提来理由) 成表表しい時、東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市 の活力を増進するため、都市電路上算要となる地区において、アジア諸国で既に実施 されている特区制度を実現する必要があるため。	С	-	大阪市の具体が損寒の詳細は不明であるが、毎に予め特定の地域のみを対象として国の財法支援を前提とした無利子・低利 子資付等の制度を指定工事によって設けるという選挙であれば、公平性の軽益や改策上の必要性等について、地域機関を所容 する名下数が開始者庁において慎重な除計が必要ない。 なお、日本政策保銀行は、平成20年10月に株式を設せれ、負付金利等の条件は、同行の判断で設定することとなったことか ら、政府が同行の資付条件等に関与することはできない。 ただは、内閣府所管の地域再生支援科子補給金制度により、地域再生に資する事業の実施者が当該事業を実施するための 資金を指定金融機関から借り入れる際には利子補給金が支給されると聞いている。	成長戦略拠点特 区	0041011	大阪市	大阪府	財務省省
070071	バイオ関連企業・研究機 関等に係る法人核等の 大変となった。 大変と等の収えが入	法人税法	-	影都地域等へのバイオ関連企業・ 研究機関の立地促進に向けた、予 第の重点配分及び思い切った法 人関係教等の軽減免除を求める。 【集体的内容】 ② 法人関係教等の軽減免除	① 現状 技が国の成長報網上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成して いたかには、国家報路として、ボデンシャルの高い地域に、バイオ問選企業や研究機 原を構造せ、世界から優秀な研究を、メルを呼び込み、次々とイバーションを起こす 環境でくけが必要、 環境でくけが必要、 を出現からイナラスターとから、 を出現から、 を出現から、 を出現から、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	z	I	行われることになります。	ターの創生・先進 医療等の開発促 進	0043011	大阪府	大阪府	総務省 財際生力 地 経済 経済 経済 経済
070080	バイオペンチャー・中小 医療機能企業に対する 投資災連長制の創設	法人税法	-	広い研究開発促進とバイオベン チャー等への投資促進税制の創 設	ご 現状	z	I	1. 新設権下では、扱制調査会において一元的に短制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非にしては、投源の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の背省等において前提となる政策を検討の上、投制による支援が必要からご翻塞いただくととなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、投制開査会において議論が行われることになります。 2. また、最短特別指置については、現決権において、ゼロベースから見重し、整理合理化を進かるとの方針を明らかし、てまし、この見重しへかのうるかいとし、下、申記な年度が開立に実施(平成1年 19月 2日 間報送りにおいて、再即を持ちを開めましました。 以、この見重しからのうるかいとし、平和22年度を開始に正規(平成1年 19月 2日 間報送りにおいて、再の特別指置の見重しに関する基本方針と定めました。したがつて、ご提案のような秘制を活用した政策についても、この基本方針の建留を踏まえて検討される必要があると考えられます。	国際バイオクラス ターの創生・先進 医療等の開発促 選	0043020	大阪府	大阪府	財務省 開學生労働省 経済産業省

管理コート	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の分 類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番号 写	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
07009	急速充電設備の特別債却制度等の創設	法人税法	-	る設置費について、特別償却制度 な設置費について、特別償却制度を た、低公審車の燃料供給設備(電 気充電施設に係ら特例措置。 特例措置に係ら特例措置を収め 焼に対する地方財政措置を求め 焼に対する地方財政措置を求め (具体的内容) (具体的内容) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	急速用度設備の設置スメルが紙(約500万・1十万円)、現在のEVの台数では、集等 に課金した必要では、各項質の回収も開催。そのため、民間事業者による設置が進まない。 13税決策 に関係するが急速を電影機能を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別推断機能 に対している。 し、その発起を検討する。なお、固定開産税の減免による地元市町村の税収減に対し には、国による財産技能を対象を対象が	Z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是刺二 いては、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の所省等において前提となる政策を検討の上、税制による支 接近必要かをご譲譲いただくととなっており、本件についても、所管の新行等から要急望があれば、税制開業会において譲譲が 行われることに対すま。 2. また、親税特別措置については、現款権において、ゼロベースから月直し、整司金理化を進めるとの方針を明らかにしてお リ、この見選しのからのよういよりに、一架立な年度税制を正大届(平足)では20 2日 2日間接近において、12 2日	EV等の導入や開連 発促者による関連 産業の背景	0043040	大阪府	大阪府	総財務国 項 省省 美通 省省 美通
07010	グローバル企業の国際 株式本部第14条を法人 報等の母素相重、物保 制度の謝鉄	法人税法	-	の重点配分、思い切った法人関係 税の軽減免除を求める。 [具体的内容] ② 法人関係税等の軽減免除	○ 現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するよう な場がなインセンティアを持っていないため、企業の中枢機能を対象とはるとおでき な場合なインセンティアを持っていないため、企業の中枢機能を制度を 定型語彙 地では、大学の一般を表現を表現を表現を表現を表現を アジアの他都市とのコスト差(片費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベ アンドル企業の立地投資を実施を指数である。 東京 グローバル企業の立地投資を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配 グローバル企業の立地投資を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配 がの特別権できまいからた法人関係教等の対策が急がある。また、不動産原件役を なの数単数である。 が国金の管理局を担い切った法人関係教等の対策が高くが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非にいては、税額の参組みで検討する必要があります。まずは、所管の前省等において前提となる改策を検討の上、税制による支援必必要かるご機能いただこととなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において機能が行われることはおります。 2. また、租税特別措置については、現扱権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのためのよるいよして、平成之年度税制改正大編(平成21年12月22日間開決定)において、「租税特別措置の異して紹介を参考を表す力計を受めたし、したがつ、ご後来のような税制を活用した政策についても、この基本方針の適当を結まれる必要があると考えられます。	外国企業の拠点 立地投送等による でグプジネスの 強化	0043081	大阪府 大阪市	大阪府	総務省省 財務省
07011	献空機燃料税の減免	新空機燃料稅法第3 条、第4条、第1条 航空機燃料讓与稅法 第1条、第1条	航空機燃料税は、航空機に積み込まれ た航空機燃料に対し、26,00円/水で課 数投の(後途は、1/13は特別会選手 東で 5人ま作し基づき国の空港登儀製工売 でも、2/13は空機所係市町村で 港関係都追将所の空港対策費として議 今されている。	現行法で規定されている国内線の 航空機の結論に課せられる航空 機燃料限について、定の要件を 満たしている場合には、減免す る。	「現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線を買の影響から、族客便の放航都 市、便数はビーツ牌(1996年の月)33億所名の部(伊)から2010年2月時点で前 73(伊)日は下近外、国内各地で48年38(伊)から2010年2月時点で前 73(伊)日は下近少、国内各地で48年38(伊)から2010年2月時間では 産業を計していて、1200年20年3日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2	z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是割にいては、税源の参組かで検討する必要があります。まずは、所管の所省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援かる要かをご開議いただくととなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることに対すす。 2. 生た、親税特別措置については、現役権において、ゼロベースから見違し、要用合理化を進めるとの方針を明らかにしてお、リ、この意風、のかののうならいとして、平成立年度報告報でより発生の目的経過を対しておりてお日間接受としまいて、「税特制措置の見意しに関する基本方針と定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の産省を総まえて検討される必要があると考えられます。	間空の高コスト構造の改善とエアラ 造の改善とエアライン拡充による機能強化	0043100	大阪府	大阪府	財務省間土文通省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分 類	措置の容	内 各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番 項	提案主体名 都道府	制度の所管・ 関係官庁
070120	内航フィーダーの強化	石油石炭稅法第3条、第4条、第9条	石油石炭粉は、採取場から移出され、 又に採取地域から引き換られる原油。 総人石油製品、ガス皮酸化水素製は石 酸に対して調報されており、原油及び輸 人名油製品に対する影単は2の位 となっている。 物数の便強。は特別会計に関する法律 に基づき、燃料安定機能対策及びエネ 「上本一需給機業高度化対策に充てられ ている。	内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭及を免除 料油について石油石炭及を免除 する情景の情報を上降成業を発注 かる。		z	I	1. 新設権下では、投制調査会において一元的に投制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策投制の導入の是刺こいでは、投票の仲組みで検討する必要があります。ますは、所管の所省等において前提となる政策を検討のよ、投制による支援が必要かるご識値いただくことだっており、本件についても、所管の場下等から要望があれば、投制調査会において機識が行われることについます。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見重し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見重しかあの「ふるい」と、平成22年度が設定工夫側で見かませい。20 至底というにいて、「特別特別措置の見直しに関する基本方針・定定が主人たいでで、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	効率的な港湾経 営工集荷機能の 強化による阪神港 の競争力の強化	0043140	大阪府 大阪府	財務省国土交通省
070130	大阪BFTZ(自由貿易地域) の割設	簡稅法第4条第1項第2	機能工場とは、外周から耐着した情報 料工機能課股前のものを使用して加 工工・製造等をすることができる場所で のでは、対して配け、 27-5。 大場では、一般では、一般では、 が開発では、 が開発では、 が開発では、 が開発できまれている。 は が は が は が は が は が は が に が に が に が に が	地域内製品を国内へ輸入する場合の選択関税制度(原材料率と製 品税率との有利な選択関税)の創 設		z		本高質は、保税工権で製造した製品を国内に引き取る場合の開発率について、製品に対する開発率が原材料に対する開税率 より低い場合には、製品に対する開税率を適用することを可能とすること(選択運動制施)を認めて改しいとするものであるが、こ れを認めることは、原材料を輸入して製品を設置する国内工事との間の課税の公平付の製品から選当ではなくまた。安値の原 非を使用した製品が大量に関小に引き取れることとなれば、関限により来すられるでも国内産業の管理機能の定測化を相 含かれない。 また、構造改革等版は、規制の特例措置を設け構造改革を進めるものであり、税財源措置を対象とするものではないとう。本 要値は採税工事で製造した製品に対する関係をよの計で行き要することにまかならず、構造改革特別の特徴で検討することに なお、沖縄の選択環税制度は、沖縄の歴史等の特別事情を考慮して、沖縄の総合的かり計画的な振興を図ること等を目的として検討されることが振興機の一つとして、他の地域にはない場かで対象が観り開展の の措置として設けられているものであり、このような特例的な能策を沖縄県以外の地域に適用することは指質である。	大阪版FTZ(自由 貿易地域)の創設 と国際物流拠点 (空港・港湾)の一 体運営による貿易 促進	0043160	大阪府·関西国 財産空港機	財務省
070141	大阪斯FTZ(自由貿易地域)の創設	法人税法	-	物流間連企業に係る法人税、固 定資産股等の経識指置の創設 (具体的内容) (法人税等の実効税率の引 下げ		z	I	1. 新設権下では、投刺調査会において一元的に投刺上の措置を検討する仕組みとしているため、政策投刺の導入の是刺こいでは、投刺の幹組みで検討する必要があります。ますは、所管の省名等において前提となる政策を検討の上、投刺による支援が必要がをご議論いただくこととなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、投制調査会において譲進が行われることにひます。 2. また、服物特別措置については、現決権において、4日ムペースから見重し、整備を選択と進めるとの方針を明らかにしてち、以この更重しかかのからあらいはして、再定22年度が利益でより第2日間を選択とよりまして、1年の場所を別値を対してあい、年の第2年度が設定しておいて、1年の時を別値を対してある。それます。 2. また、服物特別措置の見重しに対する基本方針・定定をまた。したがって、ご提案のような投制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	と国際物流拠点 (空港・港湾)の一 体運営による貿易		大阪府·関西国 財産空港機	総務省 財務省 国工交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の分 類	措置の内 容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番 理番 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
070150	大阪旅FTZ(自由貿易地域)の創設	際税法第43条の3、第44	輸入申告をすることなく、外国貨物を採税蔵 関場等に30ヶ月を見えて置いまする場合に に連絡が経済がある人れた者は、金額合民に は当然が経済がある。 は、日本のでは、当該を はおいまする。 は、日本のでは、当該を はおいまする。 は、日本のでは、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、 日本のでは 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので	保税管理要件の緩和		C(外を等度) 国電の度) 物等に対し、 関連でのでは、 関連では、 関連では、 関連では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	_	外国貨物を置くこと等の承認制度は、覚せい前・真薬・鉄砲等の社会影物品、爆発物等テロ間連物資及び食品衛生・物植物検 皮物など、国民生活の安全・安心を脅かす貨物の不正輸入を水源で的側に組止するため、輸入中色をすることなど外国貨物が 長期間、保税電車等は立むもこととなる場合に、税間は一名時かの実施を把握するの表があるために設けられている。 また、外国貨物が亡失事に上場合の動物を最終は、外国貨物が保険配置場等に置かれている間に亡失事に上場と、当該貨物が 受性を情候に関係を重に関係する機会の手段機能置等等で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、設貨組の公平 性を確保に関係適当に保険する場合から保険機能等等の許可を受ける時間と対し、関税の制作機を設定したおり、これを免除 することは適当でない。 なお、沖縄における自由貿易地域においても、当該承認制度の撤廃や納税機器の免除の特例指置は、認められていない。	大阪修FTZ(自由 質易地域)の創設 と国際物流版点 (空港·港湾)の一 体連盟による貿易 促進	0043180	大阪府	大阪府	財務省
070160	都市住民の参加による 都市農地(生産総地)の 利用促進	福税特別措置法第70条の6の 2 2	展地等に係る相談税の納税指予の特別法の場合は、地方等を相談等により取得した。 場合において、自らが需要を確認することを受けて、原業投資価格を組える部分に対する場所を担い、で新聞を知る場合とは、 を対して対する。 を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	怕稅依納依猶了利及の週用靶囲	①現状(限行制度等) ・最空間は、食料生産だけでなく、食料な都市環境の創造、防災、健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を表しており、都市の貴重な財産であるが、農業者の高齢化化しい手を見から取りませない。と思していては、市・一方、高齢化・ビル・キアスの時代とは対しの貴重な経過と間がである。主義地については、市・一方、高齢化・ビル・キアス等により貸し付けを希望する農業者がいるにもかかわず、貸借が進まない。 ・プリストル・デス等では、リストリー・アス等では、日本の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の	Z	1	1. 新改権下では、役制期務会において一元的に投制上の指置を終計する仕組みとしているため、改策税制の導入の是非にいては、税間の特組みで検討する必要があります。まずは、所管の房省等において前提々な必要を検討の上、税制による支援が必要をご譲継いただくととなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制開登会において譲渡が行われることはなります。 2. また、租税特別措置については、現版権において、ゼロベースから見遠し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見配しのための「からいとして、平成と年度機能改正の順(平成21年12月2日間議決定)において、「租税特別措置の、この見配しのための「からい」としたとかって、ご提業のような税制を活用した股票についても、この基本方針の遺画を接まれる必要があると考えられます。	グリーン・イノベー ション	0043210	大阪府 大阪市	大阪府	財務省国土交通省
070171	中小企業者の省CO2促 進支援制度の創設	法人税法	-	中小企業者の名CO2促進支援 制度を創設し財政上・秘制上の支 技を行ういう一本に等を購入した 企業に購入費用の税能過措置を 議じる。 【具体的内容 (2) 中小企業者の名CO2促進 支援制度(放射上の指置)	①・2 限状・問題点 中小規模の工場や客音ビルは、府域の002排出量の約25%を占めており、これらの 中小規模の工場や客音ビルは、府域の002排出量の約25%を占めており、これらの 小したがら、現在、これらの事業を持ち業へ法などの対象とはなっておらず、低度表 また、傷々の制止実態は多音を掛けるまったとのが、現るとはなどの対象とはなっておらず、低度表 また、傷々の制止実態は多音を掛けるようとがの近似が表したのは一般である。 また、傷々の制たたの2排出量が、したしたの影響等としたのでは、のでは一点である。 「一たますることも物を入れたの2排出量が、大きなが、現る企業に対し、通常を対象により多でよう企業等 「一たますることも物を入れ、現る企業に対し、通常が表しませた。大きなでは、 でかり、変換を製したしか。企業の別人を変がを作うさせている。 「本まするとなり、現るとない。」 「本まするとない。」 「本まなが、現る企業に対し、日本にないませた。 「本まないまないます。」 「本まないまないまないまないます。」 「本まないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま	z	I	1. 新政権下では、扱制調査会において一元的に扱制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是刺にしては、税額の特組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる改策を検討の上、税制による支援が必要からで譲越いただくととなっており、本件についても、所管の有行等から要を望があれば、税制有整会において議論が行われることになります。 2. また、服税特別計器については、現決権において、ゼロベースから見直、、要可需理をを進めるとの方針を明らかしこくまし、の見重しのためのよるいより、エ・東心文を接数が設定上海(「収定12年 2月21日 販売送りにおいて、1年時別計器の見度しに関する基本方針と変わまった。したがつて、ご提案のような税制を活用した設策についても、この基本方針の機管を踏まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及 施大による低炭素 社会の実現	0043241	大阪府	大阪府	総務務省 経務務産業 環境環境

· 연	理ード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分 類	措置の容容	内 各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管提 理 番 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
070	172 中進	'小企業者の省CO2'役 支援制度の創設	法人税法	-	中小企業者の名CO2役進支援 制度を動配し財政上・影響上の支 任子プセットカーボン等を購入した 企業に購入費用の税優遇措置を 関じ。 (異体的内等 (3) オフセットカーボン等の購入 軽質の開金算入(法人税)	①2項は、問題点 中の規模の工場や要配とルは、前様のCO2提出量の約25%を占めており、これらの 事業者に、対する低税素化の取組分配差が理形となっている。 しかしながら、現在、これの事業者能も第二本法との対象とはなっておらず、低炭素 また、個々の制法実施は多なでは、ないのでは、現代を表している。 とかしておりまた。個々の制法実施は多なが、は、ないでは、大きなのでは、大きないのは、大きないのは、大きないない。 とらには、前提されたこの2個計とは、カーボンイフ・サー制度により必要さか企業等に大地では、ことも物であるが、様人と乗に対する人態の表別をしたいて指金算で多数をあった。とのものとないのとないが、様人と乗に対する人間があった。とのは、大きないが、様人と乗に対する人は、大きないないない。 ないた。ないないないないないないないないないないないないないないないないないない	z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、改策税制の導入の是刺にいては、税関の幹組みで終計する必要があります。まずは、所管の背名等において前提となる改策を検討の上、税制による支援か必要がをご議論いただくことなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制限金会において議論が行われることにびります。 2. また、担税特別措置については、現実権において、ゼロベースから月直し、整理会理化を進めるとの方針を明らかし、しなり、この月直のかかの「ふるいよして、等になる解析で工業は「平日では、19月2日を開発とごといて、「程序が開発の見度しに関する基本方針・を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の最省を指まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の条規	0043242	大阪府	大阪府	財務省環境省
070	اع 180 م	物の建替え等の促進 最先期の底炭素技術 導入による502種出	-	-	低級素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギーカルの悪い既存録集例に対し、建替え等の表施を自治体が勧告する制度を構築する。	(①2 現状・問題点 2020年度の温室効果ガス線出量を1990年度比で25%前減するという目標達成に向けては、エネルギー効準の悪いビル、性宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その保患のためには資産面のインセンディブが必要である。また、最先場の免疫素化表性が必要である。また、最先場の免疫素化表性は高力な下のも、切割時期の割出によるコスト削減が必要である。大きには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 2.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0	z	I	 新設権下では、扱制調査会において一元がに限制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是単については、限額の特額みで検討する必要があります。まずは、所管の資格等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要が全て講論いただくこととなっており、本件についても、所管の省行等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることについます。 また、租税特別措置については、現政権において、ゼロペースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのためがらるいとして、平成立年度税制改正大綱(平成21年12月22日隔減決)において、「租税特別措置の基金を指するとの方式となり、この基本方針を必要した。したがつて、ご提業のような税制を活用した政策についても、この基本方針の適価を指するて依頼される必要があると考えられます。 	低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0043250	大阪府	大阪府	総務者者 新聞土交通 重理 支
070	万 用 付		- 独立行政法人日本 万国博覧会記名機構 法第10天第2項 · 建立行改法人通則 法第60条	1、重商運営等への大阪府の間向について、 「外域の対策は人はおり間間等を配ご機関(21 に	できる権限を府に付与	① 現状 万様配金公園は、エキスポランドの期間等の影響で近年にぎわいが失われており、地 域主性・地域緊急の居在から、このストックを有効活用して地域のにぎわいづくり・活性 化を進めることが必要の課題。 江間超点 に同語れた文化公園は、独立行政法人日本万国博覧会配念機構が同機構法に基づき、「経 に包まれた文化公園は、一一本材が「管理運算すると定められており、地域のにぎわい 対象が表現したがしたが、有効活用であるという地域の最初と近くには今には「ない 地立行政法人日本万国博覧会配念機構を廃止し、機構療止後の万様応念公園を存む 地立行政法人日本万国博変会配念機構を廃止し、機構療止後の万様応念公園を存む 第2公園として管理する。その際、引き終史責な公園として積付き返するよう、機 構の土地を含む資産を得に予報させるが、または国は関小技術に悪償で見し付けること を廃止は「販売する。また、機材や繋がる「場合」に、資金、関の時間・プンを得 様の主地を含む資産を得に予報させるが、または国は男かは何に事間で見し付けること を発生している。また、機材や繋がる「場合」に、対象に関い対し、一とを 様の主地を含むましている。 第2、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	-	-	【4月20日現在の回答】 独立行政法人についてに当づき、事務 事本の政法的な見を行うない。 本の大きないでは、当時では、一般では、自然のあり、対策を は、一般では、自然のようない。 は、一般では、自然のようない。 は、一般のない。 は、一般のない、 は、一般のない、 は、一般のない、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	2 公的資産・公共空 間の活用	0043270	大阪府	大阪府	財務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業環由	措置の分 類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
070201	道路予定地等の有効活 用を認むための国庫制 関も的外への転用制限 の緩和	補助金等に係る予算 の執行の適正でに関 する法律者22条	補助事業等により取得し、又は効用の 増加した股骨で定められている財産で 助産等は、各名を介度の予謀を受 けないで補助金等の変付の目的に反し で使れ、減失。人は付当者をすることは できない。ただし、補助事業等のの戻りで できない。ただし、補助事業等のでは、 一般のでは、一般のでは、 一般のでは、 一般のでは、 一般のでは、 一般のでは、 一般のでは、 一般のでは、 一般のでは、 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 一般のである。 してないである。 一般のである。	て、民間活力による土地活用を使 すため、暫定的な転用については 「補助金等に係る予算の執行の適 正化に関する法律(適化法)」の連 用を一部緩和する。	① 現状 国庫補助金を得て取得した道路等の事業予定地は、「補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(選化は)」により、未年目的以外への抵開に関しては、各地方整 機局系への事所支配機能可能が必要なたっているが、智定が無用、貸付収入を維持管理費 に完全するなどに対する規定がない。 東京的計画については、馬馬通道に基づき、恒人的転用と同一の手続きが必要で、 収益の予報返納の江北、馬馬通道に基づき、恒人的転用と同一の手続きが必要で、 収益の予報返納の江北、馬馬通道に基づき、恒人的転用と同一の手続きが必要で、 収益の予報返納の江北、馬馬通道に基づき、電人的転用と同一の手続きが必要で、 収益の予報返納の江北、公的資産の有効活用の観点から、爰出制や事後承認、包括 事度ど的転用については、公的資産の有効活用の観点から、爰出制や事後承認、包括 申請など扱い限の事実関係の把握に留めるよう、局表過速に不確な制限緩和規定を 設ける。 3.3 2.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3	E		補助事業等により股債された財産は、補助金等が国民の食業な股金等できかなわれるものであることに鑑み、補助事業完了 能も補助目的とおりに使用することを確保し、もって補助目的の達成が図られるよう、補助金等適正化法第22条により目的外の 銀分が制限されては、非助金等の交付行政庁である各省各庁の系の承認を得ることにより、抵用等の財産処分ができること ただに同業においては、指助金等の交付で設定である各省各庁の系の承認を得ることにより、抵用等の財産処分ができること となっており、五名記に係る手様、基準、条件等の詳細については、補助金等の交付の目的や補助事業等の実態に思らして各 省各庁において個別に定めることができます。	公的資産・公共空 間の活用	0043290	大阪府	大阪府	財務省国土交通省
07021	大規模コンペンション連 営に対する優基配制 貴 全支援制度の謝設	法人税法	-	コンペンション・見本市の立ち上げ に対する補助制度の前数、参加・ 出展費用の法人板の投稿性節体 定税制工の提高・中心金素等の 上で、ション・見本市場のための 提供的内容 ② 出展費用の秘鑑控除(法人 税)	① 現状 世界的な都市間競争の中で、液及効果の大きい国際的なコンペンション・見本市への 誘致や開催の競争も強化しており、政府やコンペンション・振興機関が様々なインセン 2 問題を 2 問題を 2 のまた。 2 のまた。 2 のまた。 2 のまた。 3 が応撃 (1) 変ありの大きい先進的なコンペンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の間 は、2 のコンペンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の間 は、2 のコンペンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の間 後、2 のコンペンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の間 後、2 のコンペンション・見本市のからの係更強などを行う。 を 3 が成果 (2 のコンペンション・見本市参加のための施費の一部補助などを行う。 2 の 3 次集 (3 次集) の 3 次集 (3 次集) の 3 次集 (4 次集) の 5 次集 (5 次集) の 5 次集 (6 次集) の 5 次集 (7 次集) の 5 次 (7 次条) の 5 次 (7 次集) の 5 次 (7 次	z	I	1. 新設権下では、限制調務会において一元的に限制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策限制の導入の是非にいては、股頭の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の済名等において前提なる密策を終結の上、税制による支援が必要からご開議いたばくととなっており、本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において譲渡が行われることはではます。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見慮し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見重しのこのがらるもいとして、平成之年度税制改正大額(平成2)年12月2日前議決定)において、租税特別措置の支援しに対する者が対策を扱いに、したがつ、ご提業のような税制を活用した政策についても、この基本方針の最適を請求えて検討される必要があると考えられます。	国際コンペンション都市の創出	0043301	大阪府		財務省集省國土交通省
070221	国際基本市等へ持ち込む サンプル等の保税を扱の 緩和	議秘法等42条の2、第46 会の7(第43集)第46 条、第4条の3の準 用)、第100条、第101条	2 ら関税を徴収する。	国際見本市等に持ち込むサンプ ル等の保税取扱の緩和など、保税	[2]、3、血素するかは無者のパイカリルやを似中していない。原本言字や、3の無機を開始 材付を保証を入れるは、て、保税の対象で一時的に日本国内に持ち込むことができる。 2の間点と 現内では、100円であります。 100円でありをあります。 100円であり	税義止()示者義和税許のにの務)保場の務及展可緩促研究及展可緩促研究のび示要和税保証ののび示要和税保場件)開	3	保税展示描は、公共性・公益性のある博覧会・見木市等において、外国貨物の関税等を納付することなく展示等ができる場所であり、博覧会等を開催しようとする者からの申請に基づき、博覧会等の金辨品基本とて税間素が許可するものである。一般的には、博覧会等の開催の回航作列にいいる。 は「開放会等の関係」というには、「特別会等の金辨品基本とて税間素が許可するものである。一般的には、「開放会等の研究を開催しませない。」とは保税の場所である。「最初の保税を開催しませない。」とは保税の場所である。「最初の保税を開催した。」とは、「日本の保険を表した」と、「日本の保険を表した。」と、「日本の保険を表した。」と、「日本の保険を表した。」と、「日本の保険を表した。」と、「日本の保険・日本の保険に関係している。「日本の保険に対している。」と、「日本の保険・日本の保険に対している。」と、「日本の保険・日本の保険に対している。」と、「日本の保険・日本の保険に対している。」と、「日本の保険を表している。」と、「日本の保険に対している。」 「日本の保険に対している。」 「日本の保険に対してい	国際コンベンショ ン都市の創出	0043330	大阪府	大阪府	财務省

9 11	理一片	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分 類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
071	D230 日度	1本版レベニュー債制 の創設	法人税法	-	・発行主体側の課題である道路等 の公共インフラの整備主体として、 民間の参入や民間資金の導入の 制勢を獲明さる。 ・「選供機の円滑にの為、市場規 條権付けなどの事業社の評価 関係をという導入とともに表担例 回り、BS認動しの制き、相較負 担などの職和が必要。	30所が来 公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営 来キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に	Z	I	1. 新設権下では、限制調査会において一元的に税制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の前省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要から、直議は、大きなでは、税額の金融を検討の上、税制による支援が必要から、直議は、大きなでは、利用では、利用では、利用では、利用では、利用では、利用では、利用では、利用	公共インフラの円 滞な整備・更新	0043370	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省